

土佐市地域振興券取扱加盟店申込書

申込日：令和 8 年 月 日

土佐市地域振興券の取扱加盟店として申し込みます

1. 会社の名称等

会社名		業 種	
住 所	〒		
代表者名		担当者名	
連絡先（電話番号）			
文書等の発送先	本社 ・ 各登録店舗 どちらかに○ 本社と登録店が同じ場合は、本社に○		

2. 店舗名及び店舗住所をご記入ください。

※店舗名（屋号）は加盟店一覧に掲載する名称を記入してください。

■ 1 店舗目

店舗名（屋号）		業種	:
住 所	〒		
連絡先（電話番号）		担当者	:

■ 2 店舗目 ※土佐市内に複数店舗あり、加盟店登録する場合ご記入ください。

店舗名（屋号）		業種	:
住 所	〒		
連絡先（電話番号）		担当者	:

■ 3 店舗目 ※土佐市内に複数店舗あり、加盟店登録する場合ご記入ください。

店舗名（屋号）		業種	:
住 所	〒		
連絡先（電話番号）		担当者	:

裏面もご記入ください

3. 土佐市地域振興券の換金振込口座をご記入ください。

振込口座 1 店舗目分 屋号（店舗名）【 】

フリガナ		
口座名義		
金融機関/支店名	銀行	支店
種 類	普通	・ 当座
口座番号		

4. 複数店舗を加盟店登録する場合の振込口座について、① ②どちらかに○をしてください。

①まとめて一つの口座に振込む（上記記入の口座）

②加盟店舗毎に口座を指定して振込む（下記に口座を記入）

振込口座 2 店舗目分 屋号（店舗名）【 】

フリガナ		
口座名義		
金融機関/支店名	銀行	支店
種 類	普通	・ 当座
口座番号		

振込口座 3 店舗目分 屋号（店舗名）【 】

フリガナ		
口座名義		
金融機関/支店名	銀行	支店
種 類	普通	・ 当座
口座番号		

5. 提出書類

- ・ 土佐市地域振興券取扱加盟店申込書（様式1）
- ・ 誓約書（様式2）
- ・ 振込口座の通帳の表面と中開き面のコピー

令和 年 月 日

土佐市商工会 会長 片岡 賢 様

住所又は事務所所在地

フリガナ
商号又は名称

フリガナ
氏名又は代表者名

印

生 年 月 日 年 月 日生

誓 約 書

私は、土佐市地域振興券取扱加盟店申込について、土佐市暴力団排除条例及び土佐市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則に基づき、暴力団を利することとならないように、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、私の土佐市地域振興券の加盟店舗登録申請に際して、自己又は自社の役員等が、裏面に掲げる事項のいずれにも該当する者ではありません。
- 2 私は、裏面に掲げる者の該当の有無を確認するため、関係機関から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、土佐市地域振興券の加盟店舗登録申請について、土佐市商工会が定める事項や指示を遵守するとともに、不正換金等の行為は絶対に行いません。

以上

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (3) 暴力団又は暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (4) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (5) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (6) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (7) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (8) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (9) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。